



海外出国する場合の住民税

第238回

能見さん：みらい先生、こんにちは。実はこの度念願の海外勤務が決まり、カンボジアへ今年の10月より2年間赴任することとなりました。

みらい：こんにちは。それは楽しみですね。

能見さん：はい。そこで、1年以上海外へ出張する場合には、日本国内での住民税を納めなくてもよいと耳にしたのですが。出国から帰国までの2年間は、住民税を納めなくてもよいのでしょうか。

みらい：単純に出国期間中に支払わなくてよい、ということではありません。住民税は「前年の所得」に対し課税される税金で、その年の1月1日に日本に居住しているか否かで、その年の納税義務が判定されます。

ですから2018年10月1日に出国すれば、19年1月1日においては日本に居住していませんので、19年度の住民税の納税義務はありません。20年9月30日に帰国すれば、その翌年21年度の住民税については納税義務を負うことになります。

能見さん：それでは1月1日のタイミングを考慮して出国や帰国をしたほうが、お得な気がしますね。

みらい：そうですね。でもまあ、住民税のために海外へ赴任するわけではありませんからね。ただし、海外勤務期間が1年未満である場合には、1月1日における住所の所在地にかかわらず、原則として国内に住所がある「居住者」として扱われ、住民税が課税されることになっています。

能見さん：なるほど、勉強になります。なにか出国に際して必要な手続きはありますか。

みらい：今回の赴任のように海外勤務期間が1年以上の予定であれば、現在お住まいの市区町村へ「海外転出届」を提出する必要があります。原則として1月1日の住所により納税義務が判定されますので、現在お住まいの市区町村より住民票を抜いてもらうための手続きです。その上で、住民税の精算を行う必要があります。

能見さん：現在課税されている住民税については、

会社で毎月の給与から天引き納付しています。確か、来年の19年5月まで継続して分割納付することになっていったと思います。

みらい：そうですね。残りの税額の精算についてはいくつかの方法が考えられます。勤務先で残りの税額を「一括徴収」する方法で精算すると便利です。もし一括徴収できない場合には、納税者本人が納付書で未納分をまとめて納付するか、または納税事務の代行をしてもらうため納税管理人を指定することになります。

能見さん：納税管理人とはどのように指定するのでしょうか。

みらい：納税管理人は、納税者本人を代理して、納税に関する手続きを行います。一般的には身近なご家族を指名される方が多いですが、税理士や会社に依頼することも可能です。納税管理人を指定する場合には、こちらについても届出をする必要があります。転出届と併せて市区町村へ提出してください。

能見さん：ありがとうございます。よくわかりました。先生に相談できて緊張も和らぎました。

みらい：何かあればいつでも相談してください。それでは気をつけて行ってらっしゃい！

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

[本社：東京都中央区・国内9拠点]

現地法人

・中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)

・ベトナム(HCMC)

JapanDesk

・シンガポール・台湾・香港

・中国(大連)・インドネシア・フィリピン

・米国(LA)・ミャンマー・カンボジア

URL : <http://www.miraic.jp/>